

第3次安城市多文化共生プランにおける各課取組内容 (■重点的な取組)

■施策の方針Ⅰ 多様な主体による地域づくり			
◎目標（目指す姿） ・多様な主体が連携して多文化共生を推進する ・多文化共生を理解する日本人市民が増える ・外国人市民が多文化共生の担い手として活躍する ◎成果指標【現状値及び目標値はプラン本編P19参照】 ・多文化共生推進団体で活動する人 ・日本人市民の多文化共生の理解度 ・まちのイベントに参加したことのある外国人市民の割合			
(施策Ⅰ-Ⅰ) 多様な主体との協働			
No.	主な取組	主な担当課	事業計画
Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ	多文化共生に関わる市民や、多文化共生推進団体との定期的な情報交換	市民協働課	・安城市多文化共生懇話会を開催し、プランの進捗状況などについて意見を聴取する。 ・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体との意見交換を行う。
Ⅰ-Ⅰ-2	多文化共生推進団体の活動支援	市民協働課	・安城市多文化共生サポーター制度により、SNSなどでサポーター団体の活動を周知する。 ・安城市多文化共生推進活動事業補助金により、多文化共生団体の活動に係る経費を補助する。
Ⅰ-Ⅰ-3	多文化共生に興味をもつ市民の発掘【重点的な取組】	市民協働課	・安城市多文化共生サポーター制度により、SNSなどでサポーター団体の活動を周知する。 ・多文化共生に興味をもつ市民を多文化共生団体に取り次ぐ。
Ⅰ-Ⅰ-4	外国人雇用企業などとの連携体制の構築	市民協働課 商工課	・中小企業コーディネータの企業訪問などを活用した外国人雇用企業とのパイプ作りの手法を検討する。 ・外国人雇用企業との連携体制を構築する上で必要となる情報を企業訪問時に収集する。

1-1-5	多文化共生拠点の設置【重点的な取組】	市民協働課	・さくら庁舎での試行的な取組を継続するとともに、拠点に必要な機能や設置場所を検討する。
(施策1-2) 多文化共生の意識啓発、相互理解と交流の促進			
No.	主な取組	主な担当課	事業計画
1-2-1	多文化共生の意義の周知	市民協働課 学校教育課	・パネル展示やSNSなどにより、外国人市民の現状や市の取組を周知する。 ・職員向け研修やまちかど講座などとおして、多文化共生意識の啓発や安城市における外国人市民の現況を周知する。 ・各学校および日本語初期指導教室へチラシを配布する。
1-2-2	さまざまな国の言語や文化・習慣に触れる 機会の創出	市民協働課 アンフォーレ 課	・様々な国の文化について、SNSなどで情報発信する。 ・多文化子育てサロンにおいて、様々な文化や習慣を学ぶ機会を設ける。 ・安城市多文化共生サポーター制度により、SNSなどでサポーター団体の活動を周知する。 ・安城市多文化共生推進活動事業補助金により、多文化共生団体の交流イベントなどの開催に係る経費を補助する。
1-2-3	国際理解・国際交流の講座やイベントの開催	市民協働課 生涯学習課	・日本人親子と外国人親子が交流できる多文化子育てサロンを開催する。 ・国際理解・国際交流に関する講座を開催する。 ・国際理解・国際交流に関連した市民企画の公民館講座の企画・開催に対する支援を行う。
1-2-4	外国人市民も参加しやすい講座やイベントの開催	市民協働課 生涯学習課	・多文化子育てサロンの開催チラシを多言語化する。 ・職員向け研修で「やさしい日本語」の活用を促す。 ・外国人市民の参加のハードルをできるだけ下げするため、イベントや講座において、通訳を付けることができなくても、外国人市民向けに案内、やさしい日本語等による対応の実施に努める。
1-2-5	多文化共生推進団体が行う交流機会の創出 支援【重点的な取組】	市民協働課	・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体の行う交流イベントを周知する。 ・安城市多文化共生推進活動事業補助金により、多文化共生推進団体が行う交流イベントなどの開催に係る経費を補助する。

1-2-6	海外の姉妹都市などとの交流の実施	市民協働課	・安城市国際交流協会への補助をとおして、姉妹都市であるハンティントンビーチ市及びホブソンスベイ市と中高生の交換学生派遣を実施する。
(施策1-3) 外国人市民の活躍推進			
No.	主な取組	主な担当課	事業計画
1-3-1	活躍のロールモデルとなる外国人市民の紹介	市民協働課	・SNSなどで、地域で活躍している外国人市民を紹介する。 ・外国人の先輩OB・OGによるキャリア相談会の開催を検討する。
1-3-2	多文化共生に興味をもつ市民の発掘【再掲】【重点的な取組】	市民協働課	・安城市多文化共生サポーター制度により、SNSなどでサポーター団体の活動を周知する。 ・多文化共生に興味をもつ市民を多文化共生団体に取り次ぐ。
1-3-3	外国人市民との定期的な意見交換	市民協働課	・安城市多文化共生懇話会の会員に外国人市民を加える。 ・安城市多文化共生サポーター制度により、外国人市民も参加しているサポーター団体との意見交換を行う。
1-3-4	外国人市民に対する地域活動の啓発	市民協働課	・町内会・自治会に対し、多言語化した町内会加入案内の配布や翻訳ツールの貸出を行う。 ・SNSなどで、誰でも使える翻訳アプリ（Googleレンズ、VoiceTraなど）の使い方の周知を行う。
1-3-5	身近なコミュニケーションツールの周知	市民協働課	・SNSなどで、誰でも使える翻訳アプリ（Googleレンズ、VoiceTraなど）の使い方を周知する。

■施策の方針2 ライフステージに応じた暮らしの支援

◎目標（目指す姿）

- ・日常生活で困っている外国人市民が少なくなる
- ・災害時に自ら行動することができる外国人市民が増える
- ・外国人市民も安心して子育てができる

◎成果指標【現状値及び目標値はプラン本編P23参照】

- ・日常生活で困っている外国人市民の割合
- ・災害への準備ができている外国人市民の割合
- ・日本語指導が必要な生徒の高校などへの進学率

（施策2-1）外国人市民に寄り添った相談体制の構築

No.	主な取組	主な担当課	事業計画
2-1-1	市役所における多言語での相談体制の確保	市民協働課 市民課	・庁内で電話通訳及びテレビ電話通訳が使用できる体制を確保する。 ・外国人人口の多い、フィリピン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語に対応した通訳を市民課に配置する。
2-1-2	外国人相談員や専門家による相談体制の整備	市民協働課 社会福祉課	・多文化共生拠点の検討に併せて、外国人相談員や専門相談員の設置を検討する。 ・ポルトガル語通訳を配置し、日本語が母国語でない方も生活困窮者支援メニューを利用できる体制を作る。
2-1-3	関係部署・機関と連携した相談対応の実施【重点的な取組】	市役所全体	・外国人市民や多文化共生推進団体から寄せられた相談を、必要に応じて関係課へ情報提供する。 ・外国人市民に対し、相談室において、市民相談及び特別相談を実施する。 ・ポルトガル語通訳を配置し、他課でポルトガル語通訳が必要な場合にも応援対応できるようにする。 ・障害を理由とする困りごとの相談に応じ、必要な福祉サービスの手続きや支援機関を紹介する。 ・外国人市民含め複合化・複雑化した問題を抱える世帯に対し、ケース会議を行うなど、他部署と連携しながら安城市一丸となって支援体制を構築し、重層的な支援を行っていく。

2-1-4	市役所における多文化共生意識の向上	市民協働課	・職員向け「多文化共生・やさしい日本語」研修を実施し、職員の多文化共生意識を向上させる。
2-1-5	市役所における外国人支援の専門性や質を高める研修の実施	市役所全体	・職員向け研修の実施を検討する。 ・国や愛知県が実施する研修を職員に周知する。 ・ポルトガル語通訳の会計年度任用職員も生活困窮者支援制度講習に参加する。
2-1-6	市役所における「やさしい日本語」の活用促進	市民協働課	・職員向け「多文化共生・やさしい日本語」研修を実施し、「やさしい日本語」の活用を促進する。
(施策2-2) 安全・安心な暮らしに関する制度・情報の理解促進			
No.	主な取組	主な担当課	事業計画
2-2-1	外国人市民に対する健康保険、年金、介護保険その他の社会保障制度に関する制度の周知	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国保年金課	・ポルトガル語通訳の会計年度任用職員は社会福祉課以外への応援対応機会を利用し、他制度の習得に努める。 ・市公式ウェブサイトへの掲載、障害福祉ガイドブックの配布等により、利用できる各種サービスの情報を提供する。 ・65歳到達時に、外国語版の介護保険制度の案内を保険証と同封して送付するなど、介護保険制度の周知を行っていく。 ・市公式ウェブサイトや安城市生活ガイドブック等で周知を図るとともに、文書の多言語化、やさしい日本語又はルビふりの使用を進め、理解促進を図る。
2-2-2	防災に関する知識の周知	市民協働課 危機管理課	・SNSなどで、多言語で災害情報を発信しているアプリやウェブサイトを紹介する。 ・多言語版「防災ガイドブック」と「地震ハザードマップ」について、本庁舎1階、危機管理課ラック、各公民館に配架する。
2-2-3	地域の防災訓練、防災講習会などへの参加の促進	市民協働課 危機管理課	・自主防災リーダー養成講座などで多文化共生の現状や誰でも使えるアプリの活用方法の周知を行う。 ・SNSなどで防災に関する情報や防災訓練の意義について、外国人市民に周知する。 ・生活ガイドブックにて、地域の防災訓練の意義について、外国人市民に周知する。

2-2-4	避難所における外国人市民への対応の円滑化【重点的な取組】	市民協働課 危機管理課	・避難所特命者などを対象とした外国人市民への対応に関する研修の実施を検討する。 ・生活ガイドブックにて、地域の防災訓練の意義について、外国人市民に周知する。
2-2-5	日常生活のルールなどに関する情報の提供	市民協働課 市民安全課 ごみ資源循環課	・生活ガイドブックに日常生活のルールなどに関する情報を掲載する。 ・SNSなどで、法務省が作成した「生活・就労ガイドブック」などを活用し、日常生活のルールについて外国人市民へ情報発信する。 ・Anjo-infoに自転車の乗り方などに関する情報を掲載する。 ・自転車安全運転指導にて外国人にもわかりやすい文言のサイン板を持って立哨する。 ・外国語版の「ごみカレンダー」及び「家庭用ごみと資源の分け方・出し方早わかりブック」を配布及び市公式ウェブサイトへ掲載し、適正なごみ出し方法の周知を実施する。 ・必要に応じてイベントや町内会においてごみの分別説明会を実施する。
2-2-6	日常生活のルールなどに関する講座の開催	市民協働課 生涯学習課	・SNSなどによる周知をとおして、外国人市民や地域組織などにまちかど講座の活用を促す。 ・まちかど講座の情報を取りまとめ、市公式ウェブサイトや「生涯学習情報誌あんてな」などで情報提供を行う。
2-2-7	外国人市民向けの生活・イベント情報の提供	市民協働課 生涯学習課	・SNSなどをとおした情報発信を行う。 ・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体と連携した情報発信を行う。 ・「生涯学習情報誌あんてな」により各種イベントの情報提供を行う。
2-2-8	あいち医療通訳システムの周知	市民協働課 国保年金課 健康推進課	・SNSなどで周知する。 ・窓口にチラシを配置する。 ・医療機関に周知する。

(施策2-3) 子ども・子育ての支援			
No.	主な取組	主な担当課	事業計画
2-3-1	出産・子育て関係情報の提供	こども課 こども発達支援課 保育課 健康推進課	・翻訳したパンフレットなどを提供する。 ・「やさしい日本語」を活用する。 ・保育園の入園情報について、必要に応じた伝達を実施するために、制度改正等に併せて適宜修正を実施する。 ・なるべく翻訳ややさしい日本語を用いた情報提供を行い、相談時には自動翻訳機を持参し情報提供する。
2-3-2	子育て施設における外国人市民対応の充実	こども課 こども発達支援課 保育課 健康推進課	・外国語通訳者（ポルトガル語）を雇用する。 ・自動翻訳機や通訳システムを活用する。 ・通訳アシスタントと翻訳機を有効に活用し、不安軽減を図る。 ・3者間通訳機、自動翻訳機の活用や、やさしい日本語で対応する。
2-3-3	子育て中の親子が集える場の提供	市民協働課 こども課	・多文化子育てサロンを開催する。
2-3-4	外国人親子の子育てに関する相談・支援の実施	こども課 健康推進課	・3者間通訳機、自動翻訳機の活用や、やさしい日本語で支援する。
2-3-5	家庭における母国文化や母語に触れる機会の支援	市民協働課 アンフォーレ課	・多文化子育てサロンにおいて、母語の大切さを伝える。

2-3-6	外国人の子どもの発達に関する相談・支援の実施	こども課 こども発達支援課 保育課 健康推進課 障害福祉課 学校教育課	・外国語通訳者（ポルトガル語）を雇用する。 ・自動翻訳機や通訳システムを活用する。 ・特別支援が必要な外国人児童に関する状況を保育園、小学校、関係機関と共有する。 ・3者間通訳機や自動翻訳機、翻訳したリーフレットなどの活用や、やさしい日本語で支援する。 ・支援を必要とする子どもとその保護者の相談に応じ、必要に応じて手当の支給を行うほか、福祉サービス支援機関の紹介等を行う。 ・学校生活の困りごとについての相談を受け、必要な課や外部機関につなぐ。 ・各校に5言語（ポルトガル語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語）の通訳を派遣し、相談体制を整える。
2-3-7	未就園・未（不）就学児に対する支援	こども課 学校教育課	・不就学児を洗い出し、就学を勧める。
2-3-8	就学前の子どもに対する言語習得の促進と日本の学校について学ぶ機会の支援	市民協働課 保育課 学校教育課	・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体の実施するプレスクールを周知するとともに、開催場所を確保する。 ・安城市多文化共生推進活動事業補助金により、多文化共生団体の実施するプレスクールの運営に係る経費を補助する。 ・小学校就学前の外国人の子をもつ保護者向けに就学等に関する情報提供を行う。 ・入学説明会や就学時健康診断でプレスクールのチラシを配布したり、日本語初期指導教室について伝えたりする。
2-3-9	子ども日本語教室・学習支援教室の開催・運営支援	市民協働課	・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体が行う日本語教室を周知する。 ・安城市多文化共生推進活動事業補助金により、多文化共生団体の行う日本語教室の運営に係る経費を補助する。

2-3-10	小中学校における日本語指導が必要な児童生徒への日本語学習の支援	学校教育課	・日本語適応指導教室を必要な各校に設置し、個に応じた支援をする。 ・5言語（ポルトガル語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語）の通訳を各校に派遣し、必要に応じて授業への入り込み支援をする。 ・希望する学校は県や西三河の語学相談員（ポルトガル語、フィリピン語、スペイン語）を活用し、DLAや学習支援を行う。 ・編入学等で日本語が著しく不自由な場合には、日本語初期指導教室について説明し、適切な支援が受けられるようにする。
2-3-11	日本語指導が必要な児童生徒の支援における多文化共生推進団体との連携促進	市民協働課 学校教育課	・安城市多文化共生サポーター制度によるサポーター団体との意見交換を行うとともに、サポーター団体と連携した活動の周知やイベントの開催などについて検討する。 ・他課からの依頼があれば積極的に取り組む。
2-3-12	日本語指導が必要な児童生徒及び保護者に対する、キャリア形成や教育制度理解の促進【重点的な取組】	市民協働課 学校教育課	・SNSなどで、愛知県が作成した「外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブック」などを活用した周知を行う。 ・外国人の先輩OB・OGとのキャリア相談会の開催を検討する。 ・必要な学校については、懇談会や入学説明会、高校入試説明会等に通訳を派遣する。
2-3-13	義務教育修了以降、学習などに困難を抱える外国人青少年への支援	市民協働課 生涯学習課	・学習などに困難を抱える若者の支援に関し、近隣市や関係機関との意見交換や情報収集を行う。 ・SNSなどをおして、他機関が実施している支援の情報を提供する。 ・こども若者総合相談センターにて、困難を抱える若者とその保護者の相談を受け付ける。また学習計画のサポートや、専門機関への接続、居場所支援をする。

■施策の方針3 コミュニケーションの充実

◎目標（目指す姿）

- ・外国人市民が必要な情報を得ることができる
- ・日本語を話せる外国人市民が増える
- ・「やさしい日本語」を使う日本人市民が増える

◎成果指標【現状値及び目標値はプラン本編P29参照】

- ・外国人向けSNS「Anjo-info」の登録者数
- ・日本語で困ったことがある外国人市民の割合
- ・日本人市民における「やさしい日本語」の認知度

（施策3-1）情報発信体制の構築

No.	主な取組	主な担当課	事業計画
3-1-1	SNSなどを活用した情報発信【重点的な取組】	市民協働課	・facebookとInstagramで様々な情報を発信する。 ・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体や外国人コミュニティなどと連携した情報発信方法を検討する。
3-1-2	市役所からの文書の多言語化の促進	市役所全体	・各部署から翻訳を希望する文書を取りまとめて、業者委託による翻訳を行う。
3-1-3	市役所での手続き時などを利用した情報提供	市役所全体	・転入時の市民課窓口で配布している生活ガイドブックの内容を更新する。 ・生活ガイドブックを必要とする外国人市民に、配布する。 ・転入時の市民課窓口で外国語版の「ごみカレンダー」及び「家庭用ごみと資源の分け方・出し方早わかりブック」を配布する。
3-1-4	外国人雇用企業への情報提供	市民協働課 商工課	・外国人雇用企業をとおした情報発信に向け、中小企業コーディネータの企業訪問などを活用した外国人雇用企業とのパイプ作りの手法を検討する。

3-1-5	多文化共生推進団体、外国人コミュニティと連携した情報の発信	市民協働課	・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体と連携した情報発信を行う。 ・外国人コミュニティをととした情報発信方法に向けて、サポーター団体を募集するとともに、外国人コミュニティとのパイプ作りの手法を検討する。
(施策3-2) 日本語教育の推進			
No.	主な取組	主な担当課	事業計画
3-2-1	大人日本語教室の開催・運営支援【重点的な取組】	市民協働課	・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体が行う日本語教室を周知する。 ・安城市多文化共生推進活動事業補助金により、多文化共生団体の行う日本語教室の運営に係る経費を補助する。 ・拠点化に向けた試行的な取組として、さくら庁舎の会議室にて大人日本語教室が実施できるようにする。 ・安城市国際交流協会への補助をとおして、大人日本語教室を実施する。
3-2-2	子ども日本語教室・学習支援教室の開催・運営支援【再掲】	市民協働課	・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体が行う日本語教室を周知する。 ・安城市多文化共生推進活動事業補助金により、多文化共生団体の行う日本語教室の運営に係る経費を補助する。
3-2-3	就学前児童に対する言語習得の促進と日本の学校について学ぶ機会の支援【再掲】	市民協働課 保育課 学校教育課	・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体の実施するプレスクールを周知するとともに、開催場所を確保する。 ・安城市多文化共生推進活動事業補助金により、多文化共生団体の実施するプレスクールの運営に係る経費を補助する。 ・小学校就学前の外国人の子をもつ保護者向けに就学等に関する情報提供を行う。 ・入学説明会や就学時健康診断でプレスクールのチラシを配布したり、日本語初期指導教室について伝えたりする。
3-2-4	日本語教室に関する情報の提供	市民協働課	・安城市多文化共生サポーター制度により、サポーター団体が行う教室を周知する。 ・他機関が実施する日本語教室について、SNSなどで積極的に情報発信する。

3-2-5	オンライン学習ツールなどの情報提供	市民協働課	・文科省「つながるひろがるにほんごでの暮らし」を周知する。 ・他機関が実施するオンライン日本語教室の情報を周知する。
(施策3-3) 国籍を超えたコミュニケーションの促進			
No.	主な取組	主な担当課	事業計画
3-3-1	「やさしい日本語」の周知【重点的な取組】	市民協働課	・職員向け「多文化共生・やさしい日本語」研修やまちかど講座で周知するとともに、SNSなどでも周知する。
3-3-2	「やさしい日本語」に関する講座の開催	市民協働課	・まちかど講座のメニューとして用意し、要望に応じて講座を行う。
3-3-3	身近なコミュニケーションツールの周知【再掲】	市民協働課	・SNSなどで、誰でも使える翻訳アプリ（Googleレンズ、VoiceTraなど）の使い方を周知する。
3-3-4	市役所における「やさしい日本語」の活用促進【再掲】	市民協働課	・職員向け「多文化共生・やさしい日本語」研修を実施し、「やさしい日本語」の活用を促進する。